

Made with AI

熊本地震復興支援セミナー





行政書士 上野徹事務所

URL: <https://uenotorulaw.com>

TEL: 070-5813-9676

Email: tony39u@gmail.com



LINE Official Account

講師プロフィール: 上野 徹(うえの とおる)

■ 基本情報

- ・ 氏名: 上野 徹(行政書士／特定行政書士／申請取次行政書士)
- ・ 生年月日: 1963年5月15日
- ・ 出身地: 熊本県人吉市
- ・ 事務所: 行政書士 上野徹事務所(2025年4月開設)
- ・ 専門領域: 企業支援、国際化対応、外国人雇用

経歴

■ 学歴

- ・ 1982年3月: 熊本県立人吉高等学校 卒業
- ・ 1988年3月: 東京経済大学 経済学部 卒業

■ 職歴(36年間の企業経験)

- ・ 東京都内 日系メーカー(1988年4月～2016年9月)
 - 営業マネージャー(1995～1997)
 - 海外業務マネージャー(1998～2002)
 - 情報システムマネージャー(2003～2012)
 - 法務マネージャー(2013～2016)
- ・ インテグリス・ジャパン株式会社(米国系企業／2016年10月～2023年12月)
 - Material Management Warehouse Manager

■ 行政書士としての活動

- ・ 2025年4月: 行政書士 上野徹事務所を開設
- ・ 企業支援・国際化対応・外国人雇用を専門領域として活動、専門セミナー開催、その他無料相談所の相談員等も務める。

本日の位置づけ

【発災～3年のロードマップ】

1. 発災直後(0～7日)
2. 初期復旧(1～4週間)
3. 本格復旧(1～3ヶ月) ← いまここ
4. 再建準備(3～12ヶ月)
5. 再建実行(1～3年)

今日は「本格復旧(1～3ヶ月)」を中心に説明します。
「発災2か月、今やるべき復旧・再建の実務」

支援制度の入口マップ(発災2か月版)

① 建物・設備の被害(ハード系)

- 自治体連携型補助金
- 対象:建物／設備／機械／電気／配管
- 相談:商工会議所・商工会

② 店舗・厨房・販路の回復(ソフト系)

- 持続化補助金(災害枠)
- 対象:店舗改装／厨房機器／販路回復／EC
- 相談:商工会議所・商工会

③ 商店街全体の復旧

- 商店街復興支援事業
- 対象:アーケード／街路灯／共同設備
- 相談:商店街組織・商工会議所

④ 売上減少(直接・間接)

- 持続化補助金(災害枠)
- セーフティネット保証4号
- 相談:商工会議所・商工会／保証協会

⑤ 資金繰り不安

- 公庫災害復旧貸付
- セーフティネット保証4号
- 既往債務の返済猶予(リスク)
- 相談:公庫／銀行／保証協会

⑥ 従業員の休業・雇用維持

- 雇用調整助成金(災害特例)
- 相談:労働局／ハローワーク

⑦ 外国人雇用の継続

- 入管庁の災害特例(在留延長／資格外活動特例／実習計画変更)
- 相談:入管庁／登録支援機関

相談窓口の使い分け(目的別)

① 補助金

- 商工会議所
- 商工会

→ 申請書チェック／計画書の相談／採択のポイント

② 融資・資金繰り

- ① 日本政策金融公庫
- ② 熊本県信用保証協会
- ③ 地銀・信金・信組

→ 災害復旧貸付／保証4号／返済猶予(リスケ)

③ 税・市町村税

- ① 税務署
- ② 市町村税担当

→ 固定資産税減免／申告期限延長／延滞税軽減

④ 社会保険

- ① 年金事務所
- ② 労働局

→ 社保猶予／労働保険料猶予

⑤ 雇用・労働

- 労働局
- ハローワーク

→ 雇用調整助成金／休業手当／安全管理

⑥ 外国人雇用

- 入管庁
- 登録支援機関

→ 在留延長／資格外活動特例／実習計画変更

⑦ 事業再建・債務調整

- 中小企業活性化協議会

→ 再建計画／債務調整／金融機関との調整

あなたはどの制度が使える？チェックリスト

① 建物・設備の被害

- ☐ 建物が壊れた
 - ☐ 設備・機械が壊れた
 - ☐ 電気・配管の復旧が必要
- 自治体連携型補助金

② 店舗・厨房・販路の回復

- ☐ 店舗を改装したい
 - ☐ 厨房機器を更新したい
 - ☐ EC・販路回復をしたい
- 持続化補助金（災害枠）

③ 商店街全体

- ☐ 商店街のアーケード・街路灯が被災
 - ☐ 商店街組織として復旧したい
- 商店街復興支援事業

④ 売上減少（直接・間接）

- ☐ 売上が前年同月比20%減
 - ☐ 取引先が被災して売上が減った
- 持続化補助金／保証4号

⑤ 資金繰り不安

- ☐ 運転資金が不足している
 - ☐ 補助金の入金まで資金が持たない
 - ☐ 既存借入の返済が厳しい
- 公庫災害復旧貸付／保証4号／返済猶予

⑥ 従業員の休業・雇用維持

- ☐ 従業員を休ませている
 - ☐ 休業手当の負担が重い
- 雇用調整助成金（災害特例）

⑦ 外国人雇用

- ☐ 外国人の在留期限が近い
 - ☐ 復旧作業に外国人を従事させたい
 - ☐ 技能実習生の計画変更が必要
- 入管庁の災害特例

本日の目的

- 発災2か月時点で事業者が直面する課題を整理
- 補助金／融資／工事／税／社保を「今のタイミング」で最適化
- 再建計画を作るための具体的ステップを提示
- “まだ間に合うこと”と“急ぐべきこと”を明確化

本日の構成(発災2か月版)

1. 発災～3年ロードマップ
2. 現状整理(発災2か月の典型的課題)
3. 補助金の選定(今から間に合うもの)
4. 融資・資金繰り(今使うべきもの)
5. 工事・見積・契約の注意点
6. 税・社会保険の猶予・減免
7. 雇用・労働支援
8. 再建計画の作り方
9. 外国人雇用の特例
10. 相談窓口一覧

1-1. 発災～3年ロードマップ(全体像)

【0～7日】

- 罹災証明
- 写真撮影
- 応急修理
- 保険会社連絡

【1～4週間】

- 資金繰り確保
- 応急営業
- 見積取得

【1～3ヶ月】← いまここ

- 補助金申請
- 工事契約
- 本格復旧の準備

【3～12ヶ月】

- 設備復旧
- 販路回復
- 雇用安定

【1～3年】

- 再建計画の実行
- 新規投資
- 事業継続強化計画

1-2. いま(発災2か月)は何をすべきか？

- 補助金の選定
- 工事見積の確定
- 資金繰りの安定化
- 税・社保の猶予申請
- 雇用維持の判断
- 再建計画の作成

→ 本格復旧の入口に立っている段階

2-1. 現状整理(発災2か月)

- 応急修理は完了 or これから本格工事
- 補助金の情報が多すぎて選べない
- 資金繰りは「一旦落ち着いたが不安」
- 売上は戻らず、間接被害が続く
- 工事業者の不足で見積が高騰
- 従業員の雇用維持が課題
- 再建計画の作り方が分からない

2-2. 典型的な相談(発災2か月)

- 補助金の選び方
- 工事見積が高い
- 資金繰りが不安
- 売上が戻らない
- 従業員の休業が続く
- 罹災証明の判定に納得できない
- 再建計画の作り方が分からない

2-3. 相談①:補助金の選び方が分からない

回答:

- 建物・設備の復旧 → 自治体連携型補助金
- 店舗改装・販路回復 → 持続化補助金(災害枠)
- 商店街全体 → 商店街復興支援事業
- 売上減少 → 持続化補助金 or 保証4号
- 大規模復旧 → 自治体連携型補助金

ポイント:

- 「何を直したいか」で選ぶ
- 迷ったら“ハード＝自治体連携型／ソフト＝持続化”で判断できる

2-4. 相談②: 工事見積が高い／業者が捕まらない

回答:

- 複数社見積(最低2～3社)
- 仕様の見直し(材料・工法・段階工事)
- 補助金の対象範囲を確認
- 工事契約は補助金採択後に
- 追加工事は必ず別見積

ポイント:

- 災害後は見積が高騰する
- 「相見積＋仕様調整」で適正価格に近づく

2-5. 相談③: 資金繰りが不安

回答:

- 保証4号(売上20%減)で運転資金確保
- 公庫の災害復旧貸付(別枠)で設備資金確保
- 既往債務の返済猶予(リスケ)で資金ショート防止
- 税・社保は猶予で支払いを止められる

ポイント:

- 補助金は入金が遅い
- 融資＋猶予で“時間を買う”のが正解

2-6. 相談④: 売上が戻らない(間接被害)

回答:

- 持続化補助金(災害枠)で販路回復
- 保証4号(間接被害でもOK)
- SNS・EC・チラシで顧客回復
- 取引先の被災証明で間接被害を証明

ポイント:

- 「建物が壊れていない＝対象外」ではない
- 間接被害は制度が多数ある

2-7. 相談⑤: 従業員の休業が続く／雇用維持が難しい

回答:

- 雇用調整助成金(災害特例)で休業手当を補填
- 労災保険で復旧作業の安全確保
- 労働局・社労士に相談
- 解雇は最後の手段(助成金を使える)

ポイント:

- 「休ませる＝会社負担」ではない
- 助成金で雇用維持が可能

2-8. 相談⑥: 罹災証明の判定に納得できない

回答:

- 再調査申請が可能
- 写真(全体・近接・破損部)を追加提出
- 建築士の意見書が有効
- SNSや近隣の写真も証拠になる
- 判定が上がれば補助金・税・融資が有利になる

ポイント:

- 「一部損壊→半壊」「半壊→大規模半壊」への変更は実例多数

2-9. 相談⑦:再建計画の作り方が分からない

回答:

- 被害状況の整理(写真・罹災証明)
- 必要な復旧費の算出(見積)
- 補助金＋融資の組み合わせ
- 復旧スケジュールの作成
- 売上回復策(販路・改装・EC)
- 3年後の姿を描く(再建計画)

ポイント:

- 計画は「被害→お金→工事→売上→未来」の順で作る
- 発災2か月は“計画作成のベストタイミング”

3-1. 補助金の全体像(発災2か月時点)

- 自治体連携型補助金(ハード系)
- 持続化補助金(災害枠)
- 商店街復興支援事業
- 業種別補助金(製造・飲食・観光・農業・福祉)

→ すべて今から申請して間に合う

3-2. 自治体連携型補助金（ハード系の主力）

- 建物／設備／機械／電気／配管
- 上限3億～15億円
- 多重被災は補助率UP（5億円は10/10）
- 工事見積が必須（複数社推奨）
- 製造業の大規模復旧に最適

対象チェック

- 建物が壊れた
- 設備が壊れた
- 工場ラインが止まった
- 電気・配管の復旧が必要
- 多重被災の可能性がある

→ 1つでも当てはまれば検討価値あり

3-3. 持続化補助金(災害枠)

- 直接被害:200万円
- 間接被害:100万円
- 店舗改装／厨房機器／販路回復／EC整備
- 小規模事業者向け(従業員20名以下)
- 売上減少だけでも対象(間接被害)

対象チェック

- ☐ 従業員20名以下
- ☐ 店舗改装したい
- ☐ 厨房機器を更新したい
- ☐ 売上が減少している
- ☐ ECを整備したい

→ 1つでも当てはまれば対象

3-4. 商店街復興支援事業

- 商店街組織が申請主体
- アーケード／街路灯／共同設備
- ハード1/2、ソフト2/3～10/10
- 商店街全体の復旧に最適

3-5. 補助金の選び方(発災2か月版)

- 建物・設備 → 自自治体連携型
- 店舗改装 → 持続化補助金
- 商店街 → 商店街復興支援事業
- 売上減少 → 持続化補助金／保証4号
- 大規模復旧 → 自治体連携型

3-6. 補助金申請の流れ(発災2か月版)

1. 見積取得(複数社)
2. 写真整理
3. 罹災証明確認
4. 申請書作成
5. 商工会議所・商工会でチェック
6. 申請
7. 審査
8. 採択
9. 工事契約
10. 実績報告

3-7. 補助金申請で落ちる典型例

- 見積が1社だけ
- 写真が不足
- 罹災証明の判定が低い
- 事業計画が弱い
- 工事契約が早すぎる

→ 発災2か月時点は特に注意

3-8. 補助金：よくある質問（発災2か月）

Q: 見積が高すぎる

A: 複数社見積＋仕様見直し＋段階工事で調整可能

Q: 補助金と融資は併用できる？

A: できます。むしろ併用が前提です。

Q: 間接被害でも使える？

A: 持続化補助金・保証4号は使えます。

4-1. 融資・資金繰り(今使うべきもの)

資金繰りの基本戦略(発災2か月版)

- 補助金は入金が遅い
- 融資は早い
- 税・社保は止められる

→ 資金ショートを防ぐために“組み合わせ”が重要

4-2. セーフティネット保証4号(売上20%減)

- 認定 → 銀行 → 保証協会
- 100%保証で銀行が貸しやすい
- 運転資金／建物復旧資金に使える
- 認定は無料
- 証拠: 売上台帳／請求書／レジデータ
- 発災2か月時点でも「まだ使える」(7月28日～11月4日)

認定のポイント

- 最近1か月の売上が前年同月比20%減
- 今後2か月の見込みでもOK
- 間接被害でもOK
- 認定書の有効期限は30日

4-3. 公庫の災害復旧貸付(別枠)

- 設備10～15年返済
- 運転5～7年返済
- 激甚災害地域は金利▲0.9%
- 補助金のつなぎ資金として最適
- 写真／見積／資金繰り表が重要認定のポイント

審査のポイント

- 被害状況の写真
- 見積書
- 資金繰り表(3～12ヶ月)
- 補助金との併用計画・返済計画の現実性

5-1. 工事・見積・契約の注意点(発災2か月時点の現実)

見積の取り方(補助金審査で重要)

- 必ず複数社
- 型番／仕様／数量を明記
- 相見積が有利
- 工事契約は補助金要件確認後に

見積が高騰している理由(現状)

- 業者不足
- 資材不足
- 災害特需
- 補助金申請の増加

→ 対策: 複数社見積＋仕様の見直し＋段階工事

5-2. 工事・見積・契約の注意点(発災2か月時点の現実)

工事契約の注意点

- 補助金採択前に契約しない
- 仕様変更は必ず書面で
- 追加工事は別見積
- 解体前に保険査定
- 工事写真を必ず残す

やってはいけないこと(発災2か月時点)

- 写真を撮らずに撤去・解体前に勝手に片付ける
- 補助金の要件確認前に契約
- 見積が1社だけ
- 保険査定前に工事開始

6. 税・社会保険の猶予・減免（今申請すべきもの）

国税（最新）

- ・ 八代市／宇土市／宇城市／氷川町は自動延長
- ・ その他地域は申請で延長・猶予
- ・ 延滞税の免除・軽減あり
- ・ 発災2か月時点で「申告期限が迫る」

地方税（固定資産税・市町村税）

- ・ 被災建物
- ・ 設備は減免
- ・ 市町村税は猶予（分割・延長）
- ・ 罹災証明が必須
- ・ 固定資産税は翌年度に影響

社会保険（年金・労働保険）

- ・ 年金保険料の猶予
- ・ 労働保険料の猶予
- ・ 資金繰りが厳しい場合は必ず相談
- ・ 発災2か月時点で「滞納リスク」が出始める

7. 雇用・労働支援(休業・雇用維持)

雇用調整助成金(災害特例)

- 休業手当の一部を国が助成
- 売上減少要件が緩和
- 事後申請が認められる期間あり
- 解雇前に必ず検討
- 発災2か月時点で「休業継続」が増加

労災・安全管理(復旧作業)

- 倒壊危険区域に入らない
- 電気／ガス／水道の復旧確認
- 重機は資格者のみ
- 防護具の着用・事故は「労災」扱い

8-1. 再建計画は「順番」がすべて

再建計画は、次の7ステップを“この順番で”作ると必ず形になる。

1. 被害状況の整理
2. 復旧に必要な費用の把握
3. 補助金・融資の組み合わせ
4. 工事計画の確定
5. 売上回復策の設計
6. 雇用維持の判断
7. 3年後の姿(ゴール)の設定

→ この順番で作ると、誰でも再建計画が作れる。

8-2. ステップ1:被害状況の整理(現状把握)

- 罹災証明(判定:全壊／大規模半壊／半壊／一部損壊)
- 建物の被害(写真・図面)
- 設備の被害(型番・数量・写真)
- 在庫・原材料の被害・売上の減少(直接／間接)
- 従業員の勤務状況

→「何が壊れたか」を正確に書き出すことが再建の出発点。

8-3. ステップ2: 復旧に必要な費用の把握(見積)

- 建物の修理／建替え
- 設備の修理／更新
- 電気・配管の復旧
- 店舗内装
- 什器・備品
- 販路回復(EC・広告)

ポイント:

- 必ず複数社見積
- 仕様・数量・型番を明確に
- 段階工事も検討

→ 見積が揃うと、補助金・融資の計画が一気に立てやすくなる。

8-4. ステップ3: 補助金・融資の組み合わせ(資金計画)

【補助金】

- 自治体連携型補助金(建物・設備)
- 持続化補助金(店舗・販路)
- 商店街復興支援事業

【融資】

- 保証4号(売上20%減)
- 公庫災害復旧貸付(別枠)
- 既往債務の返済猶予(リスケ)

【資金計画の作り方】

- 復旧費の総額
- 補助金で賄う部分
- 融資で賄う部分

自己資金 → 補助金で支出を“減らす”、足りない分は融資で“埋める”、自己資金は“最小化する”。

8-5. ステップ4: 工事計画の確定(復旧スケジュール)

- 工事の順番(解体 → 電気 → 配管 → 建物 → 内装 → 設備)
- 工事期間(業者不足で長期化)
- 補助金の採択時期
- 融資の実行時期
- 仮営業の期間

→ 「いつ何をするか」を時系列で並べると、計画が一気に明確になる。

8-6. ステップ5: 売上回復策(事業再開の核)

- 販路回復(チラシ・SNS・EC)
- 店舗改装(持続化補助金)
- 顧客の安全安心対策
- 地域連携イベント
- 商店街共同施策

→ 売上回復策は“補助金でできること”とセットで考える。

8-7. ステップ6:雇用維持の判断(人材の確保)

- 雇用調整助成金(災害特例)
- 休業手当の補填
- 労災保険で安全確保
- 従業員の復帰時期

→ 人材は「復旧後の最大の資産」。雇用維持は再建の鍵。

8-8. ステップ7:3年後の姿(ゴール設定)

- 売上の回復・設備の更新
- 新規事業の開始
- DX投資
- 事業継続強化計画(2026年本格運用)

→ “3年後どうなりたいか”を決めると、逆算で計画が作れる。

8-9. 再建計画のテンプレート

1. 被害状況
2. 復旧費の総額
3. 補助金で賄う部分
4. 融資で賄う部分
5. 自己資金
6. 復旧スケジュール
7. 売上回復策
8. 雇用維持策
9. 3年後の姿

→ このテンプレートを埋めるだけで再建計画が完成する。

8-10. 再建計画は「発災2か月」が最適タイミング

- 見積が揃い始める
- 補助金の情報が出揃う
- 融資の方向性が決まる
- 工事の順番が見えてくる

→ 今こそ再建計画を作るべきタイミング。

8-11. 再建計画の成功事例(要点のみ)

- 補助金＋融資で自己負担を最小化
- 段階工事で早期再開
- 販路回復で売上が戻る
- 雇用維持で復旧がスムーズ

→ 計画がある事業者は復旧が早い。

9. 外国人雇用の特例(発災2か月時点の最新情報)

外国人雇用の特例(入管庁)

- 在留期間延長(令和9年1月27日まで)
- 在留諸申請の猶予
- 資格外活動特例(復旧作業OK)
- 技能実習生の復旧作業特例
- 監理団体・登録支援機関の有効期間延長
- 特定非常災害による免責措置(11月27日まで)

事業者がやること

- 従業員の在留期限を確認
- 更新が難しい場合は「災害特例」で延長
- 復旧作業に従事させる場合は「資格外活動特例」
- 技能実習生は「実習計画の変更」が可能

→ 外国人の雇用維持は“特例”で守れる。

10. 相談窓口一覧

相談窓口一覧(事業者向け)

- 商工会議所／商工会
- よろず支援拠点
- 日本政策金融公庫
- 熊本県信用保証協会
- 地銀・信金・信組
- 中小企業活性化協議会
- 税務署
- 年金事務所
- 労働局
- 入管庁

→ 困ったら必ず相談。無料の窓口が多数ある。

相談窓口の使い分け

- 補助金 → 商工会議所／商工会
- 融資 → 公庫／保証協会／銀行
- 税 → 税務署／市町村税担当
- 社保 → 年金事務所／労働局
- 雇用 → ハローワーク／労働局
- 外国人 → 入管庁

“どこに相談すべきか”を明確にするだけで復旧が早くなる

まとめ

発災2か月は「本格復旧の入口」

- 補助金はまだ間に合う
- 融資は今は最適タイミング
- 工事契約は慎重に
- 税・社保は止められる
- 雇用は守れる
- 再建計画は今は作り時

→ 必ず再建できる。

付録

付録1. 支援の全体像

◆国の支援

- 経済産業省(中小企業庁)
- 金融庁
- 国税庁
- 厚生労働省
- 農林水産省
- 法務省(入管庁)
- 内閣府

◆熊本県の支援

- 商工団体(商工会議所・商工会・よろず支援拠点)

◆市町村の支援

◆金融機関・保証協会

- 日本政策金融公庫(公庫)
- 商工中金
- 熊本県信用保証協会
- 地銀・信金・信組
- 中小企業活性協議会

付録1-1. 国の支援

◆ 経済産業省(中小企業庁)

- 自治体連携型補助金(ハード系の主力)
 - ・ 建物・設備・機械・什器の復旧を高率補助
 - ・ 上限:通常3億円、多重被災15億円(うち5億円は10/10全額補助)
 - ・ 補助率:最大3/4
 - ・ 工場の建替え、ライン再構築、電気・配管の全面更新など大規模復旧に対応
- 小規模事業者持続化補助金(災害枠)
 - ・ 直接被害:200万円、間接被害:100万円
 - ・ 補助率:2/3(多重被災は10/10)
 - ・ 店舗改装、設備更新、販路回復、EC整備など小規模事業者向け
- 商店街復興支援事業
 - ・ ハード:1/2補助、ソフト:2/3~10/10
 - ・ アーケード、街路灯、イベント、共同設備など商店街全体の復旧

◆ 金融庁

- 金融機関への災害対応要請
 - ・ 既往債務の返済猶予(リスケ)
 - ・ 担保徴求の弾力化
 - ・ 返済猶予の「遡及適用」
 - ・ 災害時の資金ショートを防ぐための柔軟運用を指導
- 中小企業活性化協議会との連携
 - ・ 債務調整・再生スキームの支援
 - ・ 事業継続を前提とした再建計画の策定支援

◆ 国税庁

- 申告・納付期限の延長・猶予
 - ・ 八代市・宇土市・宇城市・氷川町は「自動延長」
 - ・ その他地域は申請で延長・猶予
 - ・ 延滞税の免除・軽減あり
- 災害損失の税務特例
 - ・ 災害損失の繰戻し還付
 - ・ 事業用資産の損失に対する特例
 - ・ 資金繰りに直結する税負担の軽減措置

◆ 厚生労働省

- 雇用調整助成金(災害特例)
 - ・ 休業手当の助成
 - ・ 解雇回避を目的とした制度
 - ・ 従業員の雇用維持に必須
- 労災・安全衛生
 - ・ 復旧作業時の安全管理指針
 - ・ 労働基準監督署の相談窓口

◆ 農林水産省

- 農業・畜産向け災害復旧
 - ・ 農地・農道・水路の復旧
 - ・ ハウス・倉庫・農機の再建補助
 - ・ 畜産施設の復旧
 - ・ 農業共済による災害補償

◆ 法務省(入管庁)

- 外国人雇用事業者向け特例
 - ・ 在留期間延長(令和9年1月27日まで)
 - ・ 在留諸申請の猶予
 - ・ 資格外活動許可の特例(復旧作業に従事可能)
 - ・ 技能実習生の復旧作業特例
 - ・ 監理団体・登録支援機関の有効期間延長
 - ・ 特定非常災害による免責措置(11月27日まで)

◆ 内閣府(特定非常災害指定)

- ・ 行政手続きの期限延長
- ・ 各省庁の災害特例の根拠となる枠組み
- ・ 事業者・住民の法的負担を軽減する総合的的制度設計

付録1-2. 熊本県の支援

◆ 熊本県制度融資

- ・ 災害復旧資金(設備・運転資金)
- ・ 金利優遇(激甚災害指定でさらに優遇)
- ・ 信用保証協会との連携で借入しやすい

◆ 商工業・観光・農業・福祉の復旧支援

● 商工業向け支援

- ・ 工場・店舗の復旧補助
- ・ 事業再建支援
- ・ 商工団体による専門家派遣

● 観光業向け支援

- ・ 観光施設の復旧
- ・ 宿泊施設の耐震補強
- ・ 観光地再生支援

● 農業・畜産向け支援

- ・ 農地・農道・水路の復旧
- ・ ハウス・倉庫・農機の再建補助
- ・ 畜産施設の復旧

● 福祉・医療向け支援

- ・ 介護施設・障害者施設の復旧
- ・ 医療機器の復旧
- ・ 診療所の再建補助

◆ 商工団体(商工会議所・商工会・よろず支援拠点)

- ・ 補助金申請支援
- ・ 融資相談
- ・ 事業再建計画の策定支援
- ・ 専門家派遣(無料)

付録1-3. 市町村の支援

◆罹災証明

- ・ 被害の程度を証明する最重要書類
- ・ 補助金・融資・税の特例に必須
- ・ 写真・現地確認に基づき発行

◆セーフティネット保証4号認定

- ・ 売上20%減で認定
- ・ 信用保証協会100%保証
- ・ 銀行が貸しやすくなる
- ・ 認定 → 金融機関 → 保証協会の流れ

◆市町村税の減免・猶予

- ・ 固定資産税の減免
- ・ 市町村税の猶予
- ・ 事業所の被害状況に応じて軽減措置

◆災害廃棄物処理支援

- ・ 倒壊した建物・設備の撤去
- ・ 産業廃棄物の処理支援
- ・ 事業再開に向けた環境整備

◆事業所被害の相談窓口

- ・ 補助金・融資・税・社保の総合相談
- ・ 商工会議所・商工会と連携
- ・ 事業再建の伴走支援

付録1-4. 金融機関・保証協会

◆ 日本政策金融公庫(公庫)

● 災害復旧貸付(別枠)

- ・ 設備資金・運転資金
- ・ 局地激甚災害地域は金利▲0.9%
- ・ 長期返済(設備10～15年)
- ・ 大規模復旧に最適(製造業向け)

◆ 商工中金

- ・ 災害復旧資金
- ・ 中堅企業・組合向け
- ・ 公庫と同様に災害時は別枠融資

◆ 熊本県信用保証協会

● セーフティネット保証4号(100%保証)

- ・ 売上20%減で認定
- ・ 銀行が貸しやすくなる
- ・ 運転資金・建物復旧資金に最適

● 災害関連保証制度

- ・ 通常枠とは別枠で利用可能
- ・ 既往債務の返済猶予にも柔軟対応

◆ 地銀・信金・信組

- ・ 災害復旧資金
- ・ 運転資金の確保
- ・ 公庫・保証協会との連携融資
- ・ 事業再建計画の相談

◆ 中小企業活性化協議会

- ・ 債務調整
- ・ 再生計画の策定支援
- ・ 金融機関との調整

■ 熊本県信用保証協会とは？

- ・ 熊本県内の中小企業や個人事業主が金融機関から融資を受ける際に「公的な保証人」となる機関です。
- ・ 信用保証協会法に基づき各都道府県に1つずつ設置される「地域密着型の公的法人」(監督:経済産業省 中小企業庁)

■ 中小企業活性化協議会とは？

- ・ 中小企業活性化協議会は、“借金の返済が厳しくなった中小企業を、倒産させずに再建させるための公的支援機関”です。
- ・ 金融庁・中小企業庁の政策に基づき、全国47都道府県に設置されています。

付録1-5. 入管庁(外国人雇用事業者向け)

◆ 在留期間延長(令和9年1月27日まで)

- ・ 被災により更新が困難な外国人の在留期間を延長
- ・ 事業者の雇用維持を支援

◆ 在留諸申請の猶予

- ・ 更新・変更・永住などの申請期限を猶予
- ・ 書類不足・遅延があっても柔軟に対応

◆ 資格外活動許可の特例

- ・ 復旧作業に外国人が従事できる特例
- ・ 技能実習生・特定技能の業務範囲を一時的に拡大

◆ 技能実習生の復旧作業特例

- ・ 実習計画の変更を柔軟に認める
- ・ 復旧作業への従事を許可
- ・ 実習継続が困難な場合の救済措置

◆ 監理団体・登録支援機関の有効期間延長

- ・ 被災により更新が困難な団体の有効期間を延長
- ・ 外国人支援体制の維持を目的とする

◆ 特定非常災害による免責措置(11月27日まで)

- ・ 災害に起因する違反について柔軟に免責
- ・ 外国人本人・事業者双方を保護

付録2-1. 補助金：自治体連携型補助金（現行制度）

- 正式名称：中小企業等事業再開支援事業（自治体連携型）
- 運用主体：経済産業省（中小企業庁）＋自治体
- 補助率：最大3/4
- 上限額：
 - ・ 通常枠：3億円
 - ・ 多重被災枠：15億円（うち5億円は10/10全額補助）
- 対象：
 - ・ 建物（工場・店舗）の復旧
 - ・ 生産設備・機械の更新
 - ・ 電気設備・配管の復旧
 - ・ 什器・備品の復旧
 - ・ 事業再開に必要なハード整備
- 特徴：
 - ・ 令和8年熊本地震で最も中心的な補助金
 - ・ 前回の「なりわい再建支援補助金」の後継的な位置づけ
- 単独申請が可能（グループ不要）
 - ・ 製造業の大規模復旧に最適（数億円規模の設備更新が可能）
- ポイント：
 - ・ 多重被災（複数災害の影響）なら補助率が跳ね上がる
 - ・ 5億円まで“全額補助”という極めて強力な枠がある

■ 多重被災とは何か？

- ・ 1つの災害だけでなく、複数の災害によって事業者が被害を受けている状態。

■ 制度上の定義（中小企業庁の補助金で使われる定義）

- ・ 中小企業庁のハード系補助金（自治体連携型補助金）では、過去の災害で被害を受け、復旧が完了していない状態で、今回の災害が発生した事業者を「多重被災事業者」と定義します。

つまり、

- 過去の災害で建物・設備が損壊
 - 過去の災害で売上が減少
 - 過去の災害で借入が増えている
 - 過去の災害の復旧がまだ終わっていない
 - そこに今回の災害が重なった
- という状態です。

付録2-2. 補助金：小規模事業者持続化補助金（災害枠）

- 正式名称：小規模事業者持続化補助金（災害型）
- 運用主体：中小企業庁
- 補助率：2/3（多重被災は10/10）
- 上限額：
 - ・ 直接被害：200万円
 - ・ 間接被害：100万円
- 対象：
 - ・ 店舗改装
 - ・ 厨房機器・設備更新
 - ・ 販路回復（チラシ・HP・EC）
 - ・ 災害による売上減少への対策
- 特徴：
 - ・ 小規模事業者（製造業は従業員20名以下）が対象
 - ・ 飲食店・小売店・サービス業が多く利用
 - ・ 手続きが比較的簡易で、採択率も高い
- ポイント：
 - ・ 「直接被害」か「間接被害」かで上限が変わる
 - ・ 災害枠は通常枠より採択されやすい

■ 間接被害とは

- ・ 建物・設備が壊れていないのに、災害の影響で事業が成り立たなくなる状態。

□ 典型例

- ・ 取引先の被災
- ・ 仕入先の被災
- ・ 物流停止
- ・ 従業員が出勤できない
- ・ 顧客が来ない
- ・ 風評被害
- ・ ライフライン停止

□ 証拠が重要

- ・ 売上台帳、供給停止通知、物流停止通知など。

□ 間接被害でも使える制度

- ・ 保証4号、持続化補助金、税・社保猶予、雇用調整助成金など。

付録2-3. 補助金:商店街復興支援事業

- 正式名称: 商店街災害復興支援事業
- 運用主体: 中小企業庁
- 補助率:
 - ・ ハード: 1/2
 - ・ ソフト: 2/3～10/10
- 上限額: 数千万円～億単位(商店街規模による)
- 対象:
 - ・ アーケードの復旧
 - ・ 街路灯・防犯設備の復旧
 - ・ 商店街イベント・販促
 - ・ 共同設備(トイレ・駐車場など)
- 特徴:
 - ・ 商店街組織(振興組合・協同組合)が申請主体
 - ・ 個店ではなく“商店街全体の復旧”が目的
 - ・ 熊本地震では中心市街地の復旧に多く活用
- ポイント:
 - ・ 商店街の“共同事業”であることが必須
 - ・ ハードとソフトを組み合わせで申請可能

付録3. 補助金＋融資の統合モデル(製造業・飲食店)

◆ 製造業(大規模モデルケース)

- 建物損壊: 1億5,000万円
- 生産ライン設備: 2億5,000万円
- 電気・配管: 5,000万円
- 合計: 4億5,000万円
- 補助金(自治体連携型補助金)
 - ・ 補助率: 3/4
 - ・ 補助金額: 3億3,750万円
 - ・ 自己負担: 1億1,250万円

自己負担の埋め方

手段	金額	内容
公庫(災害復旧貸付)	7,000～8,000万円	設備資金を長期融資(10～15年)
銀行(保証4号)	3,000～4,000万円	建物＋運転資金を確保
合計	1億1,250万円	自己負担を完全に埋める

◆ 飲食店(小規模モデルケース)

- 内装: 500万円
- 厨房: 300万円
- 合計: 800万円
- 補助金
 - ・ 持続化補助金: 200万円
 - ・ 自治体補助: 200万円
 - ・ 自己負担: 400万円

自己負担の埋め方

手段	金額	内容
公庫(災害復旧貸付)	300～400万円	設備資金
銀行(保証4号)	200～300万円	運転資金
合計	500～700万円	復旧＋運転を確保

付録4-1. 資金繰り:セーフティネット保証4号(100%保証)

災害時の資金繰り支援の「柱」。
銀行が“絶対に貸しやすくなる”制度。

- 認定要件(売上20%減)
 - ・ 認定基準:
「最近1か月の売上高が前年同月比20%以上減少」
 - ・ さらに「今後2か月も20%以上減少見込み」で認定可能
 - ・ 災害による直接・間接被害どちらも対象
- 指定期間
 - ・ **令和8年7月28日～11月4日**
 - ・ この期間内に「認定申請」を行う必要がある
 - ・ 認定後の融資実行は期間外でも可能
- 100%保証とは何か
 - ・ 信用保証協会が“全額”保証する
 - ・ 銀行は「貸し倒れリスクゼロ」
 - だから銀行が貸しやすい
 - だから審査が早い
 - だから資金繰りが一気に安定する
- 融資の流れ(実務)
 1. 市町村で認定申請
 - ・ 商工会議所・商工会が書類作成を支援
 2. 認定書を銀行へ提出
 3. 銀行が保証協会へ申込
 4. 保証協会が審査(通常より早い)
 5. 銀行が融資実行
- 使える資金の種類
 - ・ 運転資金
 - ・ 建物復旧資金
 - ・ 設備復旧資金
 - ・ 既往債務の借換(条件による)
- 実務での注意点
 - ・ 認定書の有効期限は「30日」
 - ・ 売上台帳・請求書・レジデータなど証拠が必要
 - ・ 認定は“無料”
 - ・ 既存借入の「借換」も可能(銀行と要相談)

付録4-2. 資金繰り:災害復旧貸付(公庫・商工中金)

災害時の「別枠融資」

公庫が本気を出すときに使う制度

- 対象金融機関
 - ・ 日本政策金融公庫(国の金融機関)
 - ・ 商工中金(中堅企業・組合向け)
- 融資の特徴
 - ・ 災害時は“別枠”で借りられる
 - 既存借入の枠とは別に新規で借入可能
 - ・ 設備資金・運転資金どちらもOK
 - ・ 激甚災害指定地域は金利▲0.9%
 - 事業者にとっては破格の低金利
- 融資条件(一般的な目安)
 - ・ 設備資金:10～15年返済
 - ・ 運転資金:5～7年返済
 - ・ 据置期間:1～3年
 - ・ 金利:災害特例で大幅に低下
- 実務でのポイント
 - ・ 公庫は「被害状況の写真」を非常に重視
 - ・ 見積書が必須(設備・建物)
 - ・ 資金繰り表(3～12ヶ月)があると審査が早い
 - ・ 公庫は「補助金との併用」を前提にしてくれる
 - 補助金の入金が遅いので、つなぎ資金として最適

付録4-3. 資金繰り: 既往債務の返済猶予(リスク)

災害時は「返済猶予」が極めて柔軟になる。
資金ショートを防ぐ最後の砦。

- リスクとは
 - ・ 毎月の返済額を減らす
 - ・ 一時的に返済を止める
 - ・ 返済期間を延長する
- 災害時の特例
 - ・ 担保徴求の弾力化
 - 新たな担保を求められにくい
 - ・ 返済猶予の遡及適用
 - すでに延滞していても「災害の影響」として救済
 - ・ 金融庁が銀行に柔軟対応を要請
 - 銀行は災害時は非常に協力的になる
- 中小企業活性化協議会の支援
 - ・ 債務調整の専門機関
 - ・ 銀行との交渉を代行
 - ・ 再生計画の策定支援
 - ・ 返済猶予・借換・債務圧縮などを総合的に支援
- 実務での注意点
 - ・ リスクは「早めに相談」が鉄則
 - ・ 銀行は“災害時は必ず協力的”
 - ・ 補助金申請中は「資金ショート防止」のためリスクを併用するケースが多い

付録5-1. 税・社会保険料の猶予・減免：国税の延長・猶予（国税庁）

① 自動延長になる地域

- 対象地域：八代市・宇土市・宇城市・氷川町
- 内容：
 - ・ 所得税・法人税・消費税などの申告・納付期限が自動的に延長
 - ・ 事業者が「申請しなくても」延長される
- ポイント：
 - ・ 「知らないうちに延長されている」ことが多いので、税理士・税務署に確認すると安心

② 申請が必要な地域

- 上記以外の市町村は、「延長・猶予は申請が必要」
- 代表的な制度：
 - ・ 納税の猶予（1年以内）
 - ・ 換価の猶予（差押え・売却の猶予）
- 申請理由：
 - ・ 地震による売上減少
 - ・ 建物・設備の損壊
 - ・ 資金繰り悪化

③ 延滞税の免除・軽減

- ・ 通常は「期限後に払うと延滞税」がかかるが、災害を理由とした猶予が認められると、延滞税が免除・軽減される。
- ・ 実務的には：
 - 「災害による資金難で払えない」ことをきちんと説明する
 - 罹災証明・売上減少資料があると説得力が増す

付録5-2. 税・社会保険料の猶予・減免：地方税（固定資産税・市町村税）の減免・猶予

① 固定資産税の減免

- 対象：
 - ・ 被災した建物・設備・構築物など
- 内容：
 - ・ 損害の程度に応じて、固定資産税を減免
 - ・ 全壊・大規模半壊などは「全額免除」になるケースもある
- 必要なもの：
 - ・ 罹災証明
 - ・ 写真
 - ・ 被害状況の説明
- 実務ポイント：
 - ・ 「工場・店舗が被災した事業者」は必ず確認すべき項目
 - ・ 減免は翌年度以降の税額にも影響するため、長期的に効いてくる

② 市町村税の猶予

- 対象：
 - ・ 住民税・事業所税・軽自動車税など市町村が課税する税
- 内容：
 - ・ 納付期限の延長
 - ・ 分割納付の許可
 - ・ 一時的な納付猶予
- 実務ポイント：
 - ・ 「資金繰りが厳しいので、税を一旦止めたい」という相談は、市町村税担当へ
 - ・ 罹災証明＋簡単な資金繰り状況の説明で、柔軟に対応されることが多い

付録5-3. 税・社会保険料の猶予・減免:社会保険料の猶予(年金・労働保険)

① 年金保険料(厚生年金・国民年金)の猶予

- 対象:
 - ・ 事業主の国民年金
 - ・ 法人の厚生年金保険料(会社負担分＋従業員負担分)
- 内容:
 - ・ 災害による収入減少・資金難を理由に、納付の猶予・分割納付が認められる
- 実務ポイント:
 - ・ 「従業員の社会保険料を一時的に払えない」場合でも、いきなり差押えではなく、猶予制度を使って時間を稼ぐことができる。

② 労働保険料(労災・雇用保険)の猶予

- 対象:
 - ・ 労災保険料
 - ・ 雇用保険料
- 内容:
 - ・ 災害を理由とした納付期限の延長・分割納付
- 実務ポイント:
 - ・ 雇用調整助成金を使う事業者は、労働保険料の猶予とセットで考えると資金繰りが楽になる。

付録6-1. 雇用・労働支援：雇用調整助成金（災害特例）

① そもそも何の制度か

- ・ 事業者が従業員を休ませて休業手当を支払ったときに、その一部を国が助成する制度
- ・ 通常は「景気悪化」などで使われるが、災害時は特例で使いやすくなる。

② 災害特例で何が変わるか

- ・ 売上減少の要件が緩和される
- ・ 手続きが簡素化される（事後申請が認められる期間が設けられることも多い）
- ・ 「災害による操業停止」が理由として認められやすい

③ 実務での使い方のイメージ

- ・ 工場・店舗が被災して操業できない
- ・ 取引先が被災して仕事がない
- ・ 従業員を解雇したくない → このときに「休業手当＋雇用調整助成金」で雇用を維持する。

④ 休業手当の基本ルール

- ・ 労働基準法上、会社都合で休ませる場合は「平均賃金の60%以上」を支払う義務
- ・ 雇用調整助成金は、この休業手当の一部を国が負担する仕組み。

⑤ 災害時に対象になりやすいケース

- ・ 工場が使えないため、ラインを止める
- ・ 店舗が使えないため、営業を止める
- ・ 取引先の被災で仕事がなく、従業員を休ませる
- ・ ライフライン停止で操業できない

⑥ 実務上のポイント

- ・ 「解雇する前に、まず雇用調整助成金を検討する」
- ・ 社労士・ハローワークに早めに相談するとスムーズ
- ・ 災害特例は「告示」で細かい条件が出るので、最新情報の確認が重要

付録6-2. 雇用・労働支援: 労災・安全衛生(復旧作業の安全管理)

① なぜここが重要か

- 災害後の現場は、
 - ・ 倒壊物
 - ・ 崩れた壁・天井
 - ・ むき出しの配線
 - ・ 水濡れした機械 など、通常より危険度が高い。
- 復旧作業中の事故は「労災事故」として扱われるため、安全管理をきちんとしないと、
 - ・ 従業員の命・健康
 - ・ 会社の責任 に直結する。

② 労災保険の基本

- 従業員が業務中・通勤中にケガをした場合、労災保険が適用される。
- 災害後の復旧作業も「業務」として扱われるため、
 - ・ 墜落・転落
 - ・ 感電
 - ・ 重機事故などはすべて労災の対象。

③ 復旧作業で押さえるべき安全ポイント

- ・ 倒壊の危険がある建物には、専門家の確認前に入らない
- ・ 電気・ガス・水道の復旧状況を必ず確認
- ・ 重機・フォークリフトなどの使用は、資格者に限定
- ・ 防護具(ヘルメット・安全靴・手袋など)の着用
- ・ 一人作業を避ける(特に高所・狭所)

④ 労働基準監督署の役割

- ・ 労災事故が起きたときの調査・指導
- ・ 安全衛生に関する相談窓口
- ・ 災害後の復旧作業に関する安全指針の提供

⑤ 実務での相談タイミング

- ・ 「この状態で従業員を現場に入れていいのか不安」
- ・ 「復旧作業の安全管理で何をすべきか分からない」→ このときに 労働基準監督署に相談 するとよい。

付録7-1. 罹災証明と証拠保全：罹災証明とは何か

● 定義

- ・ 市町村が発行する「被害の程度を公的に証明する書類」。
- ・ 住家だけでなく、事業所・工場・店舗も対象。

● なぜ重要か

- ・ 補助金
- ・ 融資（保証4号・災害復旧貸付）
- ・ 税の減免・猶予
- ・ 社会保険料の猶予 ほぼすべての災害支援制度で「罹災証明」が前提になる。

● 被害区分のイメージ

- ・ 全壊
 - ・ 大規模半壊
 - ・ 半壊
 - ・ 一部損壊
- 区分によって、補助金・税の減免の対象・金額が変わる。

付録7-2. 罹災証明と証拠保全：証拠保全が“命綱”になる理由

● なぜ片付け前が重要か

- 瓦礫を片付けてしまうと、
 - 壁の亀裂
 - 機械の損壊
 - 在庫の破損 が分からなくなる。
- 行政・補助金審査側は「現認できる証拠」がないと、
“本当に災害で壊れたのか”を判断できない。

● 結果として起きること

- 被害が軽く見積られる
- 補助金の対象外になる
- 補助率・上限額が下がる

付録7-3. 罹災証明と証拠保全：写真撮影の必須ポイント

① 四方からの全景

- ・ 建物・工場・店舗を 東西南北の4方向から撮る
- ・ 「どの建物が」「どの程度」壊れているかが一目で分かるようにする。
- ・ 周辺状況(道路・隣接建物)も写ると、被害の広がりが伝わりやすい。

② 被害箇所のアップ

- ・ 壁の亀裂
- ・ 天井の落下
- ・ 床の隆起・沈下
- ・ 機械の破損部位
- ・ 在庫の破損(箱・中身) → “どこが壊れているか”が分かる写真を複数枚。

③ 在庫・設備の損壊

- ・ 倉庫内の在庫
- ・ 原材料
- ・ 製品
- ・ 機械・設備 → 「量」と「損壊状態」が分かるように、引き+寄りの両方を撮る。

④ 日付入りで撮影

- ・ カメラ・スマホの「日付表示」をONにする。
- ・ 可能なら「撮影日時が分かる設定」で撮る。→ “災害直後に撮った”ことが証明できる。

付録7-4. 罹災証明と証拠保全：写真以外に残すべき証拠

①見積書

- ・ 建物修繕
- ・ 設備更新
- ・ 在庫廃棄

→ 補助金・融資・保険のすべてで「見積書」が金額の根拠になる。

②被害一覧表

- ・ 建物
- ・ 設備
- ・ 在庫
- ・ 売上への影響を一覧にした表。

→ 補助金申請書の「被害状況欄」の元データになる。

③売上の減少資料

- ・ 月次売上表
- ・ 試算表
- ・ 主要取引先の受注減少

→ 保証4号・持続化補助金(災害枠)・税の猶予で必須。

④取引先・仕入先からの通知

- ・ 「供給停止のお知らせ」
- ・ 「受注停止のお知らせ」

→ 間接被害の証拠として極めて強力。

付録7-5. 罹災証明と証拠保全：罹災証明取得の流れ（事業者版）

1. 写真・動画を撮る
2. 被害一覧表を作る
3. 市町村役場に申請
 - 事業所・工場・店舗も対象になることを確認
4. 現地調査（職員が来る場合あり）
5. 罹災証明書の発行

付録7-6. 罹災証明と証拠保全：補助金・融資との関係

- ハード系補助金（自治体連携型・なりわい再建など）
 - ・ 建物・設備の被害を証明するために必須。
- 災害復旧貸付（公庫・商工中金）
 - ・ 被害の程度・復旧費用の妥当性を判断する材料になる。
- 保証4号（セーフティネット）
 - ・ 売上減少が主だが、物的被害があると説得力が増す。
- 税・社保の猶予・減免
 - ・ 固定資産税の減免などで、罹災証明が必須。

付録7-7. 罹災証明と証拠保全：まとめ

- ◆ 罹災証明は“すべての災害支援の入口”
- ◆ 片付け前に必ず撮影することが、補助金採択に直結する。
- ◆ 写真は「四方からの全景＋被害箇所のアップ＋在庫・設備＋日付入り」。
- ◆ 写真＋見積書＋被害一覧表＋売上資料＋取引先通知で、
“直接被害＋間接被害”の両方を証明できる。

付録8-1. 復旧の実務: 応急復旧と本格復旧の線引き

◆ 応急復旧:

- 目的: 安全確保と最低限の操業再開
- 内容:
 - ・ 倒れそうなものを仮固定する
 - ・ 雨漏りをブルーシートで防ぐ
 - ・ 通路を確保する
 - ・ 危険箇所に立入禁止表示をする

◆ 本格復旧:

- 目的: 補助金・融資を前提にした「きちんとした復旧・再構築」
- 内容:
 - ・ 建物の構造診断
 - ・ 設備の入替・更新
 - ・ 配線・配管の全面更新
 - ・ レイアウト変更・ライン再構築

◆ 線引きのポイント:

- ・ 応急復旧で“壊れたものを直しすぎない”こと。
→ 補助金の対象から外れるリスクがあるため
- ・ 「安全確保まで」ととどめて、本格復旧は 見積書＋補助金設計後に着工 が基本。

付録8-2. 復旧の実務:被害一覧表の作成

◆ 目的:

- ・ 補助金申請書・融資申込書・保険請求の「共通の土台」にする。

◆ 項目例:

● 建物:

- ・ 工場棟A: 壁亀裂、屋根一部損壊
- ・ 事務所棟B: 天井落下、ガラス破損

● 設備:

- ・ プレス機1号: 基礎ずれ、動作不良
- ・ NC旋盤2号: 制御盤故障

● 在庫・原材料:

- ・ 製品在庫: ○○個破損
- ・ 原材料: ○○kg水濡れで使用不可

● インフラ:

- ・ 電気: 一部系統停止
- ・ 水道: 断水
- ・ ガス: 供給停止

● 売上への影響:

- ・ 主要取引先A: 受注停止
- ・ 主要取引先B: 発注量50%減

◆ ポイント:

- ・ 「現場で見たこと」をそのまま書くのではなく、“補助金・融資・保険が見たい単位”で整理する。

付録8-3. 復旧の実務: 売上・資金繰りの整理

- 目的:

- ・ 「今どれくらい危ないか」を数字で見える化する。
- ・ 保証4号・災害復旧貸付・税・社保猶予の説得材料にする。

- ① 売上の整理

- ・ 災害前3ヶ月の売上
- ・ 災害後の売上(見込み含む)
- ・ 主要取引先ごとの減少状況
→ 「前年同月比20%減」が保証4号のキー。

- ② 資金繰り表(最低3ヶ月)

- ・ 期首残高
- ・ 毎月の入金(売上・保険金・補助金見込み)
- ・ 毎月の出金(仕入・人件費・家賃・返済・税・社保)
- ・ 月末残高
→ 「いつ資金ショートするか」が分かる。
→ ここに 保証4号・公庫・リスケ・税猶予・社保猶予 を組み込む。

付録8-4. 復旧の実務：行政窓口への相談

- 目的：
 - ・「どの制度をどう組み合わせるか」を、事業者一人で悩まずに、行政・商工団体と一緒に設計する。
- 主な窓口：
 - ・ 市町村役場（罹災証明・保証4号認定・市町村税）
 - ・ 熊本県（制度融資・産業支援・農業・観光・福祉）
 - ・ 九州経済産業局（補助金全般）
 - ・ 商工会議所・商工会・よろず支援拠点（補助金・融資・事業再建）
 - ・ 税務署・年金事務所・労働局（税・社保・雇用）
- 相談のコツ：
 - ・ 「何から聞けばいいかわからない」と正直に言ってよい。
 - ・ 罹災証明＋被害一覧表＋簡易資金繰り表を持っていくと話が早い。
 - ・ 行政は「制度の説明」、商工団体は「申請書の具体的な書き方」を担当するイメージ。

付録8-5. 復旧の実務:補助金の「着工前要件」確認

ここが、現場で一番事故が起きやすいポイントです。

- 着工前要件とは:

- 多くの補助金は、
「採択前に工事を始めてはいけない」
というルールを持っている。

- やってはいけないこと:

- 見積書を取る前に工事契約を結ぶ
- 補助金申請前に設備を発注する
- 「急ぐから」と言って、補助金の有無を確認せずに着工する
→ 結果:「補助対象外」になり、全額自己負担になる。

- 実務の正しい流れ:

1. 被害一覧表を作る
2. 見積書を取る
3. 補助金の公募要領を確認
4. 「着工前要件」を必ずチェック
5. 申請書を作成・提出
6. 採択後に契約・着工

付録8-6. 復旧の実務: 全体の流れ

1. 現場:

- 安全確保
- 応急復旧(やりすぎない)
- 写真・動画撮影

2. 書類:

- 被害一覧表
- 売上・資金繰りの整理
- 見積書収集

3. 行政対応:

- 罹災証明申請
- 保証4号認定
- 税・社保猶予相談
- 補助金・融資の制度確認

4. 設計:

- 補助金＋融資＋猶予の組み合わせ
- 着工前要件の確認
- 申請スケジュール表作成

付録9-1. 申告期限の注意点：保証4号（セーフティネット）の期限管理

- 何の期限か？
 - ・ 「市町村での認定申請期限」
 - ・ この日までに“認定申請を出しておく”ことが重要。
- 認定後の融資は？
 - ・ 認定書の有効期限は通常「30日」。
 - ・ 期限内に銀行へ持ち込み → 保証協会申込 → 融資実行。
 - ・ 認定さえ期限内に取っておけば、融資実行は多少後でも間に合う。
- 実務での“危ないパターン”
 - ・ 「売上が20%減っているのに、忙しくて認定を取りに行っていない」
 - ・ 「補助金のことばかり考えて、保証4号を後回しにしている」
→ 結果：11月4日を過ぎてから慌てても、もう認定が取れない。
- 結論：
 - ・ 保証4号は“最優先で期限管理する制度”。
 - ・ 11月4日までに必ず認定申請だけは済ませておく。

付録9-2. 申告期限の注意点：税・社会保険料の「告示期限」

- 告示期限とは？
 - ・ 国税庁・自治体・年金機構・労働局などが、災害ごとに「この災害に関する特例は、○年○月○日まで申請すれば適用します」と告示する期限。
- 何が期限に縛られるか？
 - ・ 国税の延長・猶予
 - ・ 地方税の減免・猶予
 - ・ 年金保険料の猶予
 - ・ 労働保険料の猶予
- 危ないパターン
 - ・ 「税理士に任せているから大丈夫だろう」と思って何も確認しない。
 - ・ 「お金がないから、とりあえず払わずに放置」
→ 告示期限を過ぎると、“災害を理由にした猶予・減免が使えなくなる”。
- 実務のコツ
 - ・ 一度、
 - 税務署
 - 県税事務所
 - 市町村税担当
 - 年金事務所
 - 労働局に「今回の災害の特例の期限はいつか？」を確認しておく。
- 結論：
 - ・ 税・社保は“黙って延滞”ではなく、“期限内に猶予を申請する”もの。
 - ・ 告示期限を過ぎると、ただの延滞になる。

付録9-3. 申告期限の注意点：補助金の公募期間が短い

● 特に注意すべき補助金

- ・ 自治体連携型補助金（ハード系）
- ・ 持続化補助金（災害枠）
- ・ 商店街復興支援事業
→ いずれも「数週間～1ヶ月程度」の公募期間が多い。

● 危ないパターン

- ・ 「内容をじっくり考えてから申請しよう」と思っているうちに締切。
- ・ 「被害の整理が終わってから」と先送りしているうちに公募終了。

● 実務の鉄則

- ・ 公募開始の情報を“待つ”のではなく、“取りに行く”。
 - 九州経済産業局
 - 熊本県
 - 商工会議所・商工会
 - よろず支援拠点
のサイト・窓口を定期的にチェック。
- ・ 「完璧な計画」よりも、“締切までに出せるレベル”でまず1本出す

付録9-4. 申告期限の注意点：gBizIDの早期取得が必須

● なぜ必須か？

- 多くの国の補助金（特に中小企業庁系）は、電子申請（jGrants）＋gBizID が前提。
- gBizIDの取得には 時間がかかる（数日～数週間）。
- 公募開始後に「gBizIDを取ろう」とすると、締切までに間に合わないリスクが高い。

● 実務の鉄則

- 「補助金を使う可能性が少しでもあるなら、今すぐgBizIDを取っておく。」

● 危ないパターン

- 「うちはまだ補助金を使うか分からないから...」と後回し。
→ 公募開始 → 内容を見て「これは使いたい」と思う → gBizID未取得 → 間に合わない

付録10. 事業再建のステップ

◆ ステップ1: 安全確保と証拠保全(0～3日)

- ・ 建物・設備の安全確認
- ・ 電気・ガス・水道の点検
- ・ 写真・動画の撮影
- ・ 罹災証明の準備

◆ ステップ2: 被害の見える化(3～7日)

- ・ 被害一覧表の作成
- ・ 売上・顧客への影響整理
- ・ 従業員の状況確認

◆ ステップ3: 資金繰りの緊急安定化(1～4週間)

- ・ 資金繰り表(3ヶ月)作成
- ・ 保証4号・災害復旧貸付の相談
- ・ 小規模企業共済の災害貸付
- ・ 既往債務の返済猶予

◆ ステップ4: 税・社保の防御線構築(1～2ヶ月)

- ・ 税務署・県税・市町村税の相談
- ・ 社会保険料・労働保険料の猶予
- ・ 相談記録の保存

◆ ステップ5: 復旧方針の決定(1～3ヶ月)

- ・ 元の場所で復旧
- ・ 規模縮小
- ・ 移転
- ・ 業態転換
- ・ 投資計画の作成
- ・ 補助金との整合性確認

◆ ステップ6: 補助金・融資の設計図づくり(2～4ヶ月)

- ・ ハード系補助金
- ・ ソフト系補助金
- ・ 自治体独自補助
- ・ 融資との組み合わせ
- ・ 申請スケジュール表の作成
- ・ 専門家の関与

◆ ステップ7: 販路・顧客の再構築(3～12ヶ月)

- ・ 既存顧客へのフォロー
- ・ 新規販路(EC・オンライン)
- ・ 新商品・新サービス
- ・ 持続化補助金の活用

◆ ステップ8: 組織・人材の再編(6～18ヶ月)

- ・ 従業員の再教育
- ・ 外国人材の活用(入管特例)
- ・ 外部専門家の導入

◆ ステップ9: 中長期戦略の再構築(1～3年)

- ・ 事業ポートフォリオの見直し
- ・ 熊本の産業構造との接続
- ・ BCP(事業継続計画)の再構築

付録10-1. ステップ1: 安全確保と証拠保全(0~3日)

目的:

命と安全を最優先しつつ、「後から取り返しがつかない証拠」を確実に残す期間。

◆ 具体的な行動:

● 建物・設備の安全確認:

- ・ 倒壊の危険がある建物には専門家(建築士・施工業者)の確認前に入らない。
- ・ 天井・壁の亀裂、柱の傾き、床の隆起、機械の固定状況を目視チェック。

● 電気・ガス・水道の点検:

- ・ ブレーカーを落とした状態で漏電の有無を確認。
- ・ ガス臭・配管の亀裂がないかを確認し、異常があれば供給会社に連絡。
- ・ 水道管の破損・漏水がないか、メーターの動きで確認。

● 写真・動画の撮影:

- ・ 「片付け前」の状態を、広角→中景→アップの順で撮影。
- ・ 建物外観・内観、設備、在庫、事務所内の書類棚など、被害が分かる箇所を網羅。
- ・ 日付入り・位置が分かるように、看板や表札も一緒に写す。

● 雇用証明の準備:

- ・ 従業員名簿、雇用契約書、給与台帳、シフト表などを一か所に集約。
- ・ データがクラウドにある場合は、バックアップを別媒体にも保存

◆ チェックリスト:

- ・ 建物・設備の「危険箇所リスト」を作ったか。
- ・ ライフライン(電気・ガス・水道)の復旧状況を把握したか。
- ・ 片付け前の写真・動画を十分な枚数撮ったか。
- ・ 従業員の雇用関係を示す資料を確保したか。

◆ 実務上のポイント:

- ・ 罹災証明・補助金・保険・労災など、ほぼすべての制度で「証拠」が前提になる。
- ・ 片付けを急ぐほど、後から「被害の程度を説明できない」リスクが高まる。
- ・ 安全確認と証拠保全は、社長一人ではなく、複数人で役割分担すると抜け漏れが減る。

◆ よくある落とし穴:

- ・ 片付けを優先してしまい、被害状況の写真がほとんど残っていない。
- ・ 危険な建物に無理に入り、二次災害(転落・崩落)を起こしてしまう。
- ・ 従業員の雇用証明を失い、後の助成金・保険で「従業員数」を証明できず困る。

付録10-2. ステップ:被害の見える化(3~7日)

目的:

「何が、どれだけ、どのように壊れたか」「売上・顧客・従業員への影響」を一覧化し、支援制度に乗せられる状態にする

◆ 具体的な行動:

● 被害一覧表の作成:

- ・ 建物・設備・機械・什器・在庫を項目ごとに列挙。
- ・ 「場所」「内容」「数量」「概算金額」「写真番号」をセットで記載。

● 売上・顧客への影響整理:

- ・ 災害前後の売上推移(週次・月次)をグラフ化。
- ・ 主要顧客ごとに「受注停止・減少・キャンセル」の状況を整理。
- ・ 取引先・仕入先の被災状況もメモしておく(間接被害の証拠になる)。

● 従業員の状況確認:

- ・ 出勤可能か／自宅が被災しているか／家族の状況などをヒアリング。
- ・ 通勤経路の寸断・交通手段の有無を確認。
- ・ 心身の不調がある場合は、無理に復旧作業に入れない判断も重要。

◆ チェックリスト:

- ・ 建物・設備・在庫の「被害一覧表」が作成されているか。
- ・ 売上・顧客への影響を、数字と具体例で説明できる状態か。
- ・ 従業員ごとの勤務可能状況を把握しているか。

◆ 実務上のポイント:

- ・ 被害一覧表は、そのまま「見積書」「補助金申請書」「保険請求書」の土台になる。
- ・ 売上・顧客への影響整理は、保証4号認定・持続化補助金・雇用調整助成金などで重要。
- ・ 従業員の状況を把握しておく、後の「シフト再編」「休業計画」が立てやすい。

◆ よくある落とし穴:

- ・ 被害を感覚的にしか把握しておらず、「いくら必要か」が説明できない。
- ・ 間接被害(取引先・物流・従業員の出勤困難)を整理しておらず、制度を使い損ねる。
- ・ 従業員の不安・疲労を考慮せず、復旧作業を強行して労災リスクを高める。

付録10-3. ステップ3: 資金繰りの緊急安定化(1~4週間)

目的:

「今月・来月・再来月の資金ショート」を防ぐために、融資・共済・リスクを組み合わせ、急場をしのごう。

◆ 具体的な行動:

● 資金繰り表(3ヶ月)の作成:

- 入金(売上・保険金・補助金予定・その他)と、出金(仕入・人件費・家賃・借入返済・税・社保)を月別に一覧化。
- 「いつ・いくら足りなくなるか」を明確にする。

保証協会・災害復旧貸付の相談:

- セーフティネット保証4号(売上20%減・100%保証)を前提に、銀行と相談。
- 公庫・商工中金の災害復旧貸付(別枠・長期返済・金利優遇)を検討。

小規模企業共済の災害貸付:

- 加入者であれば、共済からの災害貸付を確認。
- 「少額だが即効性のある資金」として位置づける。

既往債務の返済猶予(リスク):

- 毎月の返済額を減らす／一時的に止める／期間を延長する。
- 金融庁の災害対応要請を背景に、銀行と早めに相談。

◆ チェックリスト:

- 3ヶ月分の資金繰り表を作成し、「赤字になる月」が分かっているか。
- 保証4号・災害復旧貸付・共済貸付の相談を、少なくとも1回は行ったか。
- 返済猶予(リスク)について、銀行と具体的な話を始めているか。

◆ 実務上のポイント:

- 「補助金は後から」「融資は今すぐ」という時間軸を意識する。
- リスクは「資金が尽きてから」ではなく、「尽きる前」に相談する方が選択肢が広い。
- 資金繰り表を持って相談に行くと、金融機関の信頼が高まり、話が早い。

◆ よくある落とし穴:

- 売上減少を感覚でしか把握しておらず、保証4号の認定に必要な資料が準備できていない。
- 返済が苦しくなってから銀行に行き、「もっと早く来てくれれば…」と言われる。
- 補助金の採択を待っている間に資金ショートし、事業継続が困難になる。

付録10-4. ステップ: 税・社保の防御網構築(1~2ヶ月)

目的:
「払わなくてもいいもの」「今は払わなくていいもの」を見極め、税・社会保険料による資金流出を一時的に抑える。

◆ 具体的な行動:

● 税務署・県税・市町村税の相談:

- ・ 国税(所得税・法人税・消費税)の延長・猶予・延滞税軽減の制度を確認。
- ・ 固定資産税の減免、市町村税の猶予(分割・延長)について、市町村に相談。

● 社会保険料・労働保険料の猶予:

- ・ 厚生年金・国民年金の納付猶予・分割納付を年金事務所に相談。
- ・ 労災・雇用保険料の猶予を労働局に相談。

● 相談記録の保存:

- ・ 相談日・担当者名・内容・回答をメモし、メールや書面があれば保存。
- ・ 後のトラブル防止・再相談時の前提共有に役立つ。

◆ チェックリスト:

- ・ 国税・地方税・社保・労働保険について、それぞれ相談窓口に一度は連絡したか。
- ・ 固定資産税の減免・市町村税の猶予の可能性を確認したか。
- ・ 相談内容を記録し、社内で共有しているか。

◆ 実務上のポイント:

- ・ 「税・社保は絶対に期日通り払わなければならない」と思い込まないこと。災害時は別。
- ・ 罹災証明・売上減少資料・資金繰り表を持って行くと、説明がスムーズ。
- ・ 税理士・社労士がいる場合は、同席してもらおうと制度選択の幅が広がる。

◆ よくある落とし穴:

- ・ 税・社保を通常通り払い続けてしまい、資金繰りが破綻する。
- ・ 相談した内容を記録しておらず、担当者が変わるたびに説明をやり直す。
- ・ 固定資産税の減免を知らず、被災した建物に対して数年にわたり税を払い続けてしまう。

付録10-5-1. 復旧パターンの検討を徹底的に言語化する

- 元の場所で復旧(同規模・同業態):

必須確認:

- ・ 安全性: 断層・液状化・浸水・土砂災害リスク、ハザードマップ、専門家の診断。
- ・ インフラ: 電気・ガス・水道・通信の復旧見込み、道路・物流動線。
- ・ 需要: 既存顧客の被災状況、地域人口の戻り方、観光・通勤の回復見込み。
- ・ 人材: 従業員が通えるか、家族の被災状況、通勤手段。

- 規模縮小(設備・人員・店舗数を絞る):

検討軸:

- ・ 売上予測に対して「必要最低限のライン・席数・店舗数」を逆算。
- ・ 固定費(家賃・人件費・減価償却)をどこまで落とせば黒字化できるか。
- ・ 「縮小後でもブランド・サービス品質を維持できるか」。

- 移転(安全性・インフラ・顧客動線を考慮):

チェックポイント:

- ・ BCP上の安全性(地盤・津波・土砂災害・浸水)。
- ・ 既存顧客が通える距離か／新しい顧客層を取り込める立地か。
- ・ インフラ・物流・駐車場・従業員の通勤手段。
- ・ 移転費用(原状回復・新規内装・引越し・機械移設)を投資計画に反映。

- 業態転換(需要変化・人材・資金を踏まえた新業態):

具体例:

- ・ 飲食店 → テイクアウト・デリバリー・ゴーストレストラン。
- ・ 旅館 → 長期滞在・ワーケーション・企業研修受け入れ。
- ・ 製造業 → 受託加工・小ロット高付加価値・BtoC直販。

必須視点:

- ・ 既存設備・人材で「何ができるか」を棚卸し。
- ・ 新業態の市場規模・競合・単価・粗利率。
- ・ 立ち上がりまでの赤字期間を資金繰りに織り込む。

付録10-5-2. 投資計画の作り方(建物・設備・IT・販路を分解する)

- 項目別に「必須」と「望ましい」を分ける:
 - ・ 建物: 耐震補強・躯体修繕・内装・断熱・動線改善。
 - ・ 設備・機械: 生産ライン・厨房機器・冷凍冷蔵・検査機器。
 - ・ 什器・備品: 客席・棚・レジ・看板・照明。
 - ・ IT: POS・在庫管理・クラウド会計・予約システム・ECサイト。
 - ・ 販路開拓: チラシ・HP改修・ネット広告・イベント・商談会出展。
- 金額ベースで「層」を作る:
 - ・ 第1層: 事業継続に絶対必要(これがないと再開できない)
 - ・ 第2層: 収益性・生産性を大きく改善する投資
 - ・ 第3層: ブランド・快適性・付加価値を高める投資
- キャッシュフローとの整合:
 - ・ 補助金入金までのタイムラグ(1~2年もあり得る)。
 - ・ 融資返済開始時期(据置期間終了後)。
 - ・ 「投資後何ヶ月で売上が戻る／伸びるか」のシナリオを3パターン(楽観・標準・悲観)で作る。

付録10-5-3. 補助金との整合性を「設計図レベル」で確認する

● ハード系補助金(自治体連携型補助金):

- ・ 対象:建物・設備・機械・電気・配管・什器など「事業再開に必要なハード」。
- ・ 上限・補助率:通常3億円・多重被災15億円(うち5億円は10/10)。
- ・ 設計のポイント:
 - 大型投資は「自治体連携型」に集約し、自己負担を最小化。
 - 多重被災に該当するかを早期に確認し、補助率アップを狙う。

● ソフト系・小規模向け(持続化補助金・商店街復興支援事業):

- ・ 持続化補助金(災害枠):店舗改装・設備更新・販路回復・EC整備。
- ・ 商店街復興支援事業:アーケード・街路灯・イベント・共同設備。
- ・ 設計のポイント:
 - 「販路・顧客再構築」「新商品・新サービス」は持続化補助金に載せる。
 - 商店街単位の投資は、個店ではなく商店街事業として設計。

● 対象経費チェックの実務:

- ・ 補助金要綱の「対象経費」「対象外経費」を一覧化。
- ・ 投資計画の各項目に「どの補助金に載せるか」「対象経費か」を紐づける。
- ・ 嗜好品的設備・過度な豪華内装・個人的利用色の強いものは対象外になりやすいので、自己負担前提で扱う。

付録10-5-4. 社内合意とガバナンス(方針が割れたまま進めない)

● 合意形成のステップ:

- ・ 経営者が「数字ベースの選択肢」を提示(元の場所／縮小／移転／業態転換)。
- ・ 各案について「売上・利益・投資額・借入額・リスク」を簡易シミュレーション。
- ・ 幹部・キーパーソン・後継者を含めて議論し、「一次方針」を決める。

● 議事録・方針文書の作成:

- ・ 「なぜこの方針を選んだか」を文章化しておく。
- ・ 補助金申請書の「事業再建のストーリー」にそのまま使える。
- ・ 金融機関との面談でも、方針の一貫性を示せる。

● よくある対立パターンと整理の仕方:

- ・ 「感情的に元の形に戻したい」vs「数字上は縮小・転換が合理的」。
- ・ 「家族・後継者は安全な移転を望む」vs「創業者は土地へのこだわり」。

→ 感情を否定せず、「数字」「安全性」「家族の生活」「従業員の将来」を並べて比較し、合意点を探る。

付録10-5-5. 数字で見る「持続可能性」チェック

● 最低限やるべき試算:

- ・ 復旧後3年間の損益予測(売上・原価・人件費・家賃・減価償却・金利)。
- ・ キャッシュフロー予測(税・社保・返済・生活費を含む)。
- ・ 「最悪ケースでも資金ショートしないか」を見る。

● シナリオ別検討:

- ・ 楽観: 見込み通り顧客が戻る／新規が順調。
- ・ 標準: 半分程度の回復から徐々に増加。
- ・ 悲観: 回復が遅れ、売上が7～8割止まり。
- ・ 悲観シナリオでも「倒産しないライン」を確保できるかが、方針妥当性の基準。

● 金融機関・専門家との対話:

- ・ 試算表を持って、公庫・地銀・税理士・社労士・中小企業診断士に意見をもらう。
- ・ 「この方針なら銀行はどう評価するか」「補助金の採択可能性はどうか」を事前に聞いておく。

付録10-5-6. 落とし穴とその回避策を明示しておく

- 落とし穴1: 感情だけで「元の形」を選ぶ

- 回避策:

- 「元の形で復旧した場合の数字」を冷静に試算し、会議で共有。
- 従業員・家族の意見も聞き、「誰のための復旧か」を問い直す。

- 落とし穴2: 補助金対象外の投資を前提にしてしまう

- 回避策:

- 要綱を読み込み、「対象外」を先にリスト化。
- 対象外投資は「第3層」として後回しにし、資金繰りが安定してから検討。

- 落とし穴3: 社内方針が割れたまま時間が過ぎ、公募期間を逃す

- 回避策:

- 「方針決定の期限」を先に決める(例: 発災後2ヶ月以内)。
- 公募スケジュールをカレンダーに落とし込み、「逆算」で議論の締切を設定。

付録10-6-1. 補助金マップの全体設計(ハード系・ソフト系・自治体独自)

目的

事業再建に使える補助金を「漏れなく・重複なく」棚卸しし、投資項目と補助金を一対一で紐づけるための“補助金マップ”を作る

◆ ハード系補助金(箱を作る)

- 自治体連携型補助金(中小企業等事業再開支援事業)
 - ・ 対象:建物・設備・機械・電気・配管・什器
 - ・ 補助率:最大3/4
 - ・ 上限:通常3億円／多重被災15億円(うち5億円は10/10)
 - ・ 特徴:大規模復旧の中心。投資の“本体”をここに載せる。

◆ ソフト系補助金(中身＝販路・顧客を作る)

- 持続化補助金(災害枠)
 - ・ 直接被害:200万円
 - ・ 間接被害:100万円
 - ・ 補助率:2/3(多重被災は10/10)
 - ・ 対象:販路回復、店舗改装、EC整備
- 商店街復興支援事業(ソフト)
 - ・ 対象:イベント、販促、共同事業
 - ・ 補助率:2/3～10/10

◆ 自治体独自補助

- ・ 市町村の店舗改装補助
- ・ 観光復興事業
- ・ 福祉施設復旧補助
- ・ 特徴:国の補助金でカバーしきれない“細部”を埋める。

結論

補助金は **ハード系＝箱／ソフト系＝中身／自治体独自＝穴埋め** として整理し、投資項目と紐づける準備を整える。

付録10-6-2. 投資項目 × 補助金の紐づけ(設計図の骨格)

目的

ステップ5で決めた復旧方針を、「どの投資を、どの補助金に載せるか」という“設計図の骨格”に落とし込む。

● 投資項目の分解

- ・ 建物
- ・ 設備・機械
- ・ 電気・配管
- ・ 什器・備品
- ・ IT(POS・予約・EC・クラウド会計)
- ・ 販路開拓(HP・広告・イベント)

● 紐づけ例(製造業)

投資項目	補助金	補助率	補助金額	自己負担
工場建物復旧	自治体連携型	3/4	1億5,000万	5,000万
生産ライン設備	自治体連携型	3/4	2億	6,666万
電気・配管	自治体連携型	3/4	3,000万	1,000万
HP改修	持続化補助金	2/3	60万	30万
EC構築	持続化補助金	2/3	100万	50万

● ポイント

- ・ 多重被災の該当可否で補助率が激変する(最重要)
- ・ 見積書の取り方が補助金の成否を左右する
- ・ 対象外経費(豪華内装・嗜好品設備)は必ず事前に排除する

結論

投資項目と補助金を紐づけることで、補助金額・自己負担額・融資必要額が明確になる。

付録10-6-3. 融資設計（自己負担をどう埋めるか）

目的
補助金で賄えない自己負担を、公庫災害復旧貸付・保証4号・リスクで埋める“資金構造”を作る。

- 公庫災害復旧貸付（別枠）
 - ・ 設備資金：10～15年返済
 - ・ 運転資金：5～7年返済
 - ・ 据置：1～3年
 - ・ 激甚災害地域：金利▲0.9%
 - ・ 役割：自己負担の“本体”を長期で吸収する柱
- 保証4号（セーフティネット）
 - ・ 売上20%減で認定
 - ・ 信用保証協会100%保証
 - ・ 認定期間：令和8年7月28日～11月4日
 - ・ 役割：運転資金・建物復旧の自己負担を埋める即効性の資金
- 既往債務の返済猶予（リスク）
 - ・ 災害時は極めて柔軟
 - ・ 遡及適用あり
 - ・ 担保徴求の弾力化
 - ・ 役割：新規借入＋既存借入の返済負担を同時に軽減し、資金ショートを防ぐ

● 融資設計の例

目的	金額	手段	返済条件
設備自己負担	7,000万	公庫災害復旧貸付	15年・据置2年
運転資金	3,000万	保証4号	7年
既存借入A	月50万→10万	リスク	期間延長
既存借入B	一時停止	リスク	6ヶ月

結論
補助金と融資を組み合わせ、**「自己負担ゼロに近づける資金構造」**を作る。

付録10-6-4. 申請スケジュール表(ガントチャート化)

目的

補助金・融資・工事・設備納入を“時間軸で完全に整合させる”ためのスケジュール表を作る。

◆ 必須項目

● 補助金

- ・ 公募開始
- ・ 締切
- ・ 採択発表
- ・ 交付決定
- ・ 完了報告
- ・ 入金予定

● 融資

- ・ 相談
- ・ 申込
- ・ 審査
- ・ 実行
- ・ 返済開始

● 工事・設備

- ・ 見積
- ・ 契約
- ・ 着工
- ・ 納入
- ・ 引渡し

● ポイント

- ・ 補助金の締切は赤字・太字で表示(最重要)
- ・ 着工前要件を守るため、着工日は交付決定後に固定する
- ・ 融資実行日と設備納入日を必ず合わせる

結論

スケジュール表は、「資金が足りないタイミング」を事前に発見するためのレーダーである。

付録10-6-5. 専門家の役割分担（誰をどこで使うか）

目的

補助金・融資・税・労務を“専門家チーム”として一体運用するための体制を作る。

● 専門家の役割

- ・ 行政書士：補助金申請書・交付申請・実績報告
- ・ 中小企業診断士：事業計画・収支計画
- ・ 税理士：税務特例・減免・投資の税務影響
- ・ 社労士：雇用調整助成金・労働保険料猶予
- ・ 商工会議所・商工会：無料相談・書類チェック

● ポイント

- ・ 専門家は「書類を書く人」ではなく“事業計画の共同設計者”として使う。
- ・ 社内の事務担当者を必ず1名決め、進捗管理・締切管理・専門家連絡窓口を一元化する。

結論

専門家体制を整えることで、補助金・融資の成功率が劇的に上がる。

付録10-6-6. ステップ6専用チェックリスト(最終確認)

専門家体制を整えることで、補助金・融資の成功率が劇的に上がる。

◆ 補助金

- ☐ 投資項目と補助金を紐づけたか
- ☐ 補助率・上限・対象経費を一覧化したか
- ☐ 多重被災の該当可否を確認したか

◆ 融資

- ☐ 自己負担を埋める融資の条件を把握したか
- ☐ 既存借入のリスク内容を反映したか

◆ スケジュール

- ☐ ガントチャートを作成したか
- ☐ 着工前要件を守れるスケジュールか

◆ 体制

- ☐ 専門家の役割分担が明確か
- ☐ 社内の事務担当者が決まっているか

付録10-7. ステップ7: 販路・顧客の再構築(3~12ヶ月)

目的:

「箱が直っただけ」で終わらせず、売上の源泉である顧客・販路を再構築する。

◆ 具体的な行動:

● 既存顧客へのフォロー:

- ・ 被災状況・復旧方針・再開予定を丁寧に説明。
- ・ 一時的な供給停止・納期遅延について、代替案を提案。

● 新規販路(EC・オンライン):

- ・ ECサイト・オンラインショップ・予約システムの導入。
- ・ SNS・メルマガ・オンラインセミナーなどで情報発信。

● 新商品・新サービス:

- ・ 災害後のニーズ(安全・安心・簡便・非接触など)に合わせた商品・サービスを企画。
- ・ 既存設備・人材を活かせる形での新展開を検討。

● 持続化補助金の活用:

- ・ 店舗改装・販促・EC整備などを持続化補助金(災害枠)に乗せる。
- ・ 直接被害・間接被害の証拠を整理しておく。

◆ チェックリスト:

- ・ 主要顧客に対して、復旧・再開の情報を伝えているか。
- ・ オンライン・ECなど、新しい販路の検討・導入を始めているか。
- ・ 新商品・新サービスのアイデアを、少なくとも数案は出しているか。

実務上のポイント:

- ・ 「災害前と同じ売り方」に固執せず、環境変化を前提に販路を再設計する。
- ・ EC・オンラインは、地方ほど「地理的制約を超える武器」になる。
- ・ 持続化補助金は、販路再構築の費用を軽減する強力な手段。

よくある落とし穴:

- ・ 建物・設備の復旧に集中しすぎて、「売る仕組み」を後回しにする。
- ・ 顧客への情報発信が少なく、「もう再開しないのか」と誤解される。
- ・ 新しい販路に挑戦せず、災害前と同じ市場だけに依存し続ける。

付録10-8. ステップ8:組織・人材の再編(6～18ヶ月)

目的:

復旧後の事業に合った「人の配置・育成・外部人材」を整え、組織としての強さを高める。

◆ 具体的な行動:

● 従業員の再教育:

- ・ 新設備・新システム・新業務フローに合わせた研修。
- ・ 安全衛生教育(復旧作業・新工場・新店舗での危険ポイント)。

● 外国人材の活用(入管特例):

- ・ 在留期間延長・資格外活動許可特例・技能実習生の復旧作業特例などを確認。
- ・ 宿泊・農業・物流・製造など、育成就労・特定技能の制度改正も踏まえて配置を検討。

● 外部専門家の導入:

- ・ IT・マーケティング・生産性向上・人事制度など、社内にはない専門性を外部から補う。
- ・ 顧問契約・スポット支援・伴走支援など、関わり方を選ぶ。

◆ チェックリスト:

- ・ 新しい設備・業務に対応した従業員教育を実施しているか。
- ・ 外国人材の在留資格・就労内容が、災害特例・新制度に適合しているか。
- ・ 外部専門家を「誰に・何を・どこまで頼むか」を整理しているか。

◆ 実務上のポイント:

- ・ 災害は「組織を作り直すチャンス」とも言える。古い慣行を見直すタイミング。
- ・ 外国人材は、制度改正(育成就労・特定技能)と災害特例をセットで理解する必要がある。
- ・ 外部専門家は、短期の問題解決だけでなく、中長期の仕組みづくりにも活用できる。

◆ よくある落とし穴:

- ・ 設備だけ最新化し、人材・組織は旧来のままで、生産性が上がらない。
- ・ 外国人材の在留資格・業務内容が制度に合っておらず、後で指摘を受ける。
- ・ 専門家を入れずに全て自前で対応し、社長・幹部が疲弊してしまう。

付録10-9. ステップ9: 中長期戦略の再構築(1~3年)

目的:

「災害前の延長線」ではなく、熊本の産業構造・自社の強み・リスクを踏まえた新しい中長期戦略を描く。

◆ 具体的な行動:

● 事業ポートフォリオの見直し:

- ・ 収益性・成長性・リスク(災害・規制・人材)を軸に、事業を評価。
- ・ 伸ばす事業・維持する事業・縮小・撤退する事業を整理。

● 熊本の産業構造との接続:

- ・ 半導体・農業・観光・物流・福祉など、地域の成長分野との連携可能性を検討。
- ・ 地域内の企業・大学・行政との連携・共同事業を模索。

● BCP(事業継続計画)の再構築:

- ・ 災害時の代替拠点・代替設備・代替人員の確保。
- ・ データバックアップ・サプライチェーンの多重化。
- ・ 訓練・マニュアル整備・連絡網の整備。

◆ チェックリスト:

- ・ 事業ごとの収益性・成長性・リスクを定量・定性で評価しているか。
- ・ 熊本の産業構造・政策(補助金・税制)との接点を意識した戦略を描いているか。
- ・ BCPを文書化し、年1回程度は見直し・訓練をしているか。

実務上のポイント:

- ・ 「災害を経験した企業」としての強み(リスク耐性・現場力)を戦略に組み込む。
- ・ 地域の産業政策(半導体・観光・農業など)と自社の事業を接続すると、支援を受けやすい。
- ・ BCPは「作って終わり」ではなく、「回して育てる」もの。

◆ よくある落とし穴:

- ・ 復旧で力尽き、中長期戦略の見直しを先送りし続ける。
- ・ 災害前と同じ事業構造に戻し、次の災害で同じ弱点を突かれる。
- ・ BCPを作っても、現場が知らず、訓練もされないまま棚に眠る。

付録11-1. 在留資格の特例: 在留期間延長(令和9年1月27日まで)

● 何が特例なのか

- 本来、在留期間は「満了日までに更新申請」が必要。
- 災害で
 - 事務所が被災
 - 書類が散逸
 - 事業者・本人が避難中 などの場合、更新が物理的に困難になる。

→ そこで入管庁が、

- 「令和9年1月27日まで、在留期間を特例的に延長できる」という枠を用意している。

● 実務イメージ

- 技能実習・特定技能・技術・人文知識・国際業務などの外国人が、在留期限ギリギリなのに、地震で更新準備ができていない。
 - このときに「災害による更新困難」を理由に延長を申請できる。

● 事業者にとっての意味

- 「更新が間に合わないから一旦帰国させる」必要がなくなる。
- 復旧作業・事業継続の戦力として、在留資格を切らせずに雇用を維持できる。

付録11-2. 在留資格の特例：在留諸申請の猶予

- 対象となる申請
 - ・ 在留期間更新
 - ・ 在留資格変更
 - ・ 永住許可申請
 - ・ 帰化申請に関連する在留部分（間接的）
- 何が猶予されるか
 - ・ 「この日までに出さないとダメ」という期限を、災害を理由に“遅れても受け付ける”運用にする。
 - ・ 書類が一部不足していても、「後日提出」を認める柔軟運用がされる。
- 実務でのポイント
 - ・ 事務所・自宅が被災して書類が出せない場合、「災害の影響で申請が遅れた」ことを説明すれば、“期限を過ぎた＝即アウト”にはならない。

付録11-3. 在留資格の特例: 資格外活動許可の特例

● 通常のルール

- ・ 外国人は「在留資格ごとに認められた仕事」しかできない。
- ・ 技能実習は「実習計画に定めた作業」、特定技能は「告示で定められた業務範囲」のみ。

● 特例で何が変わるか

- ・ 災害復旧のために、
 - がれき撤去
 - 清掃・片付け
 - 仮設設備の設置など、通常業務外の作業に従事させる必要が出てくる。

→ このときに、

- ・ 「災害復旧に限って、資格外活動を特例的に認める」という運用がされる。

● 実務イメージ

- ・ 飲食店の技能実習生が、店舗の片付け・設備移動・復旧作業を手伝う。
- ・ 製造業の特定技能が、通常ライン作業以外の復旧作業に入る。

→ 通常なら「在留資格違反」になり得るが、災害特例で合法的に従事できる。

付録11-4. 在留資格の特例：技能実習生の復旧作業特例

● 通常の技能実習制度

- ・「技能実習計画」に沿って、
 - 一定の作業内容
 - 一定の教育内容を行うことが義務。

● 災害時の問題

- ・ 工場・店舗が被災し、「計画通りの実習」が不可能になる。
- ・ 実習生を帰国させるか、実習を中断するか、という選択を迫られる。

● 特例でできること

- ・ 実習計画の変更を柔軟に認める。
- ・ 復旧作業を「実習の一部」として認める。
- ・ 実習継続が困難な場合、
 - 他社への移籍
 - 一時的な待機などの救済措置を講じる。

● 事業者にとっての意味

- ・ 「せっかく育てた技能実習生を、災害を理由に失わなくて済む」。
- ・ 復旧作業の戦力として、実習生を合法的に活用できる。

付録11-5. 在留資格の特例: 監理団体・登録支援機関の有効期間延長

● 通常のルール

- ・ 技能実習の監理団体
- ・ 特定技能の登録支援機関
は、一定期間ごとに許可更新が必要。

● 災害時の問題

- ・ 事務所が被災
- ・ 職員が被災・避難
- ・ 書類が散逸
→ 更新手続きができない。

● 特例でできること

- ・ 「災害の影響で更新困難」と認められれば、有効期間を特例的に延長。
- ・ その間も、
 - 外国人の生活支援
 - 相談対応
 - 事業者との調整
を継続できる。

● 事業者にとっての意味

- ・ 監理団体・登録支援機関が機能停止しないことで、
外国人雇用の“支援インフラ”が維持される。

付録11-6. 在留資格の特例：特定非常災害による免責措置(11月27日まで)

● 特定非常災害とは

- ・ 内閣府が「特定非常災害」に指定すると、
各種法令の期限・義務を緩和・猶予する枠組みが動く。
- ・ 入管法上も、
「災害に起因する違反」について、
**柔軟な免責・不処分が可能になる。

● 具体的に救済されるケース

- ・ 災害で出入国在留管理局への出頭が遅れた
- ・ 災害で在留カードの更新が遅れた
- ・ 災害で一時的に資格外活動に近い状態になった
→ これらを「直ちに違反として処分しない」運用がされる。

● 期限：11月27日まで

- ・ この日までに「災害に起因する事情」を説明しておくことが重要。

付録11-7. 在留資格の特例:事業者が“今やるべきこと”の整理

- 在留期限の一覧を作る
 - ・ 技能実習
 - ・ 特定技能
 - ・ 技術・人文知識・国際業務
- 更新が近い人をピックアップ
- 入管庁・監理団体・登録支援機関と連絡を取り、特例の適用可能性を確認
- 復旧作業に従事させる場合は、資格外活動特例・実習計画変更の可否を必ず確認